

自動車保険大口団体割引のご案内

- 保険始期が**2022年4月1日～2023年3月31日**のご契約が対象です。
(割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。)
- 保険契約者はSBSグループ各社に勤務の方で保険料の給与控除を会社が認める方が対象です。

割引率が
UPしました！

約**29%**
割引

※団体扱自動車保険は一般の自動車保険より約5%お得！
加えてSBSグループ大口団体割引26%が適用になるので、
合わせて、約29%も保険料が割安に！



保険始期より1か月早くご契約いただくだけで、さらに**約3%***割引に！

※早期契約割引適用条件：新規契約[純新規契約(注)または他社からのご契約]で保険始期より1か月早くご契約いただくと、保険料が約3%割引になります。(注)純新規とは、保険の割引・割増を継承する他の保険契約(他社を含む)がないことをいいます。ご契約内容によっては3%割引にならない場合があります。

保険料は給与控除になります。お手軽にご契約ができ支払い漏れの心配もありません！

さらに！

「SBSグループ団体扱自動車保険」は**お得&安心**なポイントがいっぱい！！

お得ポイント①

ご家族のお車にも約**29%**割引適用(従業員のの方が契約者となる場合)

お得ポイント②

更新時インターネットでご継続すると**3%**、年間最大1,800円割引(インターネット割引)

お得ポイント③

2台以上のお車を1保険証券にまとめて契約するとノンフリート多数割引適用(割引率は契約台数により異なります。)

安心ポイント④

万が一の事故にも**専門スタッフ**が安心サポート

安心ポイント⑤

ご退職後も現役と**同じ大口団体割引**が適用いただけます

安心ポイント⑥

現在の**等級はそのまま**引き継ぎます(一部の共済を除きます。)

団体扱自動車保険をご契約いただくには、ご契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれもが以下の方であることが条件となります。

- ・ご契約者：SBSグループに勤務され、毎月給与の支払いを受けている方(ただし、会社が保険料の給与控除を認める方に限ります。)
- ・記名被保険者：ご契約者ご本人、ご契約者の配偶者、「ご契約者またはその配偶者」の同居のご親族、「ご契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方
- ・お車の所有者：ご契約者ご本人、ご契約者の配偶者、「ご契約者またはその配偶者」の同居のご親族、「ご契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方